

本交政第6号
令和4年1月6日

本庄市交通政策協議会委員 様

本庄市交通政策協議会 会長 今井 和也
(公印省略)

令和3年度第2回 本庄市交通政策協議会
生活交通確保維持改善計画事業評価に係る書面協議について (依頼)

厳寒の候、貴職におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、本庄市のデマンド交通 (はにぼん号・もといずみ号) 及びシャトル便 (はにぼんシャトル) は、皆様方のご指導・ご協力のもと、8年目の運行を無事に終えることができました。

実施した事業については、協議会自らが評価を実施し、国に報告することとなっておりますので、別紙のとおり事業評価を実施したいと存じます。

つきましては、下記のとおり書面にて協議させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

記

【協議事項】(1) 令和3年度 生活交通確保維持改善計画事業評価
(事業対象期間：令和2年10月1日～令和3年9月30日)

資料「地域公共交通確保維持改善事業・事業評価 (生活交通確保維持改善計画に基づく事業)」をご審議ください。事業評価の概要については、別紙「事業評価の概要 (評価制度の説明)」をご覧ください。

【協議事項】(2) 本庄市交通政策協議会設置要綱の一部改正について

資料4「本庄市交通政策協議会設置要綱の一部改正について」をご審議ください。

※協議事項(1)・(2)をご審議いただき、令和4年1月20日(木)までに別紙様式の書面協議書にてご回答をお願いいたします。

※同封の封筒、又はFAXにて送信していただきますようお願いいたします。

※国への報告の都合上、回答期日までにご回答いただけない場合は、「承認」とさせていただきますのでご了承をお願いいたします。

※なお、書面協議の結果は、国で定められている様式 (資料①～③)

を除く「地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（生活交通確保維持改善計画に基づく事業）」とともに、例年どおり市のホームページに掲載をいたします。

事務局：本庄市 都市整備部 都市計画課
担 当：菊池
電 話：0495（25）1136（直通）
FAX：0495（24）0242
E-mail：tosikei@city.honjo.lg.jp

事業評価の概要（評価制度の説明）

○事業評価の位置づけ

本庄市交通政策協議会が策定する「生活交通確保維持改善計画」（デマンド交通及びシャトル便の運行計画）は、国の地域公共交通確保維持改善事業の支援を受けて進めているものです。該当する事業については、毎年度、協議会自らによる事業の実施状況の確認及び評価（以下「自己評価」という。）を行い、自己評価の結果を国に報告することになっています。

また、自己評価（1次評価）は、国の設置する第三者評価委員会の審議を経て2次評価結果として協議会に通知され、評価結果を生活交通確保維持改善計画等に反映することとされています。

○事業評価の流れ

生活交通確保維持改善計画と事業評価との関係は、下記のとおりです。

生活交通確保維持改善計画

令和2年5月18日(月)開催の令和2年度第1回協議会で審議・策定



事業実施
実施期間：R2.10.1～R3.9.30



自己評価（1次評価）

今回ご審議いただく内容になります。令和4年1月末までに国土交通省へ報告します。



2次評価



次の計画へ反映

令和4年5月(予定)協議会を開催。評価結果を踏まえ、令和5年度分の生活交通確保維持改善計画を策定。対象期間は令和4年10月1日～令和5年9月30日となります。

本庄市交通政策協議会 事務局

(本庄市 都市整備部 都市計画課) 宛 FAX : 0495-24-0242

令和3年度第2回 本庄市交通政策協議会 書面協議書

【協議事項】(1) 令和3年度 生活交通確保維持改善計画事業評価
(事業対象期間：令和2年10月1日～令和3年9月30日)

- ※ 同封の資料をご確認いただき、いずれかに☑を付けてください。
- ※ 承認いただけない場合、(意見欄)に理由をご記入ください。

- 承認します。
- 承認できません。

(意見欄) ご意見等がありましたらご記入ください。

【協議事項】(2) 本庄市交通政策協議会設置要綱の一部改正について

- ※ 同封の資料をご確認いただき、いずれかに☑を付けてください。
- ※ 承認いただけない場合、(意見欄)に理由をご記入ください。

- 承認します。
- 承認できません。

(意見欄) ご意見等がありましたらご記入ください。

令和4年 月 日

(あて先)本庄市交通政策協議会 会長 今井 和也

本庄市交通政策協議会 委員

氏 名

連絡先